

鹿角市ふるさとライフ家賃等支援補助金

R7年度版

秋田県外から鹿角市へ移住してきた方へ

入居時初期費用・家賃 を補助します



子育て世帯、若者夫婦世帯、若者単身世帯 で移住してきた方を対象として、
民間賃貸住宅にかかる **入居時初期費用**と、**家賃** 最長**24**カ月の補助金を支給します

入居時初期費用

※住宅手当等を除いた金額の2分の1
※初回のみ

上限 **30,000円**

+

家賃

※家賃から住宅手当等を除いた金額の2分の1

子育て世帯 月額上限 **25,000円**

・若者夫婦世帯
・若者単身世帯 月額上限 **20,000円**

補助期間 最長 **24**ヵ月

入居時初期費用の対象は
「礼金」「仲介手数料」「保証料」です

対象となる世帯



「子育て世帯」

・18歳以下の子どもを扶養している世帯

┌ 夫婦＋子ども世帯
└ ひとり親世帯

※夫婦の年齢は問いません

※子どもが年度途中で19歳になる場合は、変更届が必要



「若者夫婦世帯」

・夫婦のいずれかが40歳未満の世帯

※住民票上で夫婦関係の記載が確認できること



「若者単身世帯」

・40歳未満で市内就労している世帯

※年度途中で世帯構成に変更があった場合は変更申請が必要となります。

申請から振込までの概要

住む(アパートへの入居)

公営住宅・社宅・官舎・事業所の寮、親族経営の賃貸住宅は対象外です。

申請する(補助金の申請)

提出期限は転入から**6ヵ月以内**です。

報告する(年度末に報告・請求)

家賃納入と世帯構成等を確認します。

もらう(補助金の交付)

3月末～4月中旬に交付します。

最長24ヵ月の対象となりますが、申請は各年度で行う必要があります。

※詳しい要件や申請方法などは裏面をご確認ください

【申請・問い合わせ】

鹿角市総務部 政策企画課 鹿角ライフ促進班

TEL: 0186-30-0208 メール: k-life@city.kazuno.lg.jp

「家賃補助の件」とお伝えください

■補助対象要件

以下のすべての要件に該当する人が、補助金の対象となります。

申請者要件

- ☐ 秋田県外より転入した者で、本市に住んでいたことがある場合は、転出した日から1年以上経過した後に市内に転入した者であること
- ☐ 令和5年4月1日以降に本市に転入した世帯であり、転入してから6か月以内の移住者であること
- ☐ 転勤等により本市へ転入した者ではないこと
- ☐ 申請年度において、対象世帯区分のいずれかに該当していること
 - ・「子育て世帯」…18歳以下の子供を扶養している世帯
 - ・「若者夫婦世帯」…夫婦のいずれかが40歳未満の世帯
 - ・「若者単身世帯」…40歳未満かつ市内就労している世帯
- ☐ 民間賃貸住宅※に入居していること
(※公営住宅、特定公共賃貸住宅、社宅・官舎・寮等の給与住宅、世帯員の3親等以内の親族が所有する住宅は対象外)
- ☐ 民間賃貸住宅の賃貸借契約の名義人となっており、家賃を支払っていること(同一世帯員も可)
- ☐ 同一居宅に他の世帯が居住していないこと
- ☐ 交付決定日から、引き続き3年以上市内に居住する意思があること
- ☐ 市税の滞納がないこと
- ☐ 生活保護受給世帯でないこと
- ☐ 世帯員全員が任期の定めのない職員の給料表が適用される公務員ではないこと
- ☐ 過去に本補助金を交付されたことがないこと(継続年度は可)
- ☐ 本補助金以外の公的制度※による家賃補助等を受けていないこと(※「結婚新生活支援事業」等)

その他

- ・世帯構成に異動があった場合は、速やかに届け出ること

返還要件 ※いずれかに該当する場合は補助金の取り消し、または返還を求めます

- ・交付決定通知の日から、3年以内に市外へ転出したとき
- ・補助対象要件を満たさなくなったとき
- ・申請の内容に虚偽があった場合

●申請～振込みになるまでの流れ

申請

※申請期限 鹿角市への転入後、**6カ月以内**

- ☐ ① 賃貸借契約書の写し
- ☐ ② 入居時初期費用の金額・内容が分かる書類
- ☐ ③ 住民票抄本
※移住した世帯全員分とし、発行の日から1か月以内のものに限る
- ☐ ④ 住宅手当等支給証明書(様式第2号)
- ☐ ⑤ 納税証明書 ※市区町村税等の滞納がない証明
- ☐ ⑥ 健康保険証の写し(※子育て世帯・単身世帯は必須)
- ☐ ⑦ 誓約書
- ☐ ⑧ その他市長が必要と認めた書類

●実績報告以降は年度末

審査

交付決定

実績報告

振込み

※初回交付年度以降は、次年度の4月に継続分を申請すること

例) R7.4月移住者で、既に市内アパートに住み始めている方が申請する場合

【R7】 R7.5月申請(交付決定後に支払った家賃～R8.3月家賃支払い分:11カ月分+初期費用分)

【R8】 R8.4月申請 ※2年目(継続分:R8.4月～R9.3月 の12カ月)を申請

【R9】 R9.4月申請 ※3年目(継続分:R9.4月 1カ月)を申請